

第 102 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 6 月 7 日 (月) 13:30～17:30

場 所 兵庫県民会館 902

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、村岡、長峯、岡田、佐々木、田村、中川

(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、吉栖、平塚、川野、吹田、山内、前田、伊藤

(コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 62 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ① 県は、第 61 回流域委員会の論点審議で出された「質問」および、第 61 回流域委員会に提出された質問書に対する県の回答を提示、説明の上、質疑・応答を行う。
- ② 県は、第 60 回、第 61 回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した整理表を作成して配布する。
- ③ 県は、整備計画に添付する資料編の構成案を提示、説明の上、質疑・応答を行う。資料の位置づけ、内容については、今後、「①整備計画の位置づけ」の論点の審議の中で詰めていく。
- ④ 論点の審議は、「③流量配分等に関すること」の「既存ダムの活用」から議論を始めて、「新規ダムの扱い」、時間があれば「遊水池」まで議論を進める。
- ⑤ 「既存ダムの活用」の論点の審議は、まず前回の委員会で出された委員意見への回答を県が説明した上で、青野ダム、丸山ダム、千苅ダムの順に個別ダムの審議を行う。
- ⑥ 論点の審議に関わる意見書は、議論の効率化のため、出来る限り精査したものを提出することとする。  
(第 62 回委員会の論点審議に関わる意見書の提出期限：6 月 17 日 (木))

(主な意見等)

① 第 61 回流域委員会で出された質問への回答等について

- ・ 第 61 回流域委員会での委員からの質問のうち、「今年のアユの調査状況報告」については、①今は保全が必要であること、②乱獲される恐れがあることから遡上・降下期の公表を避けたいということ、③武庫川漁業協同組合からも同様の趣旨で公表を控えてほしいとの要望を受けていること、以上の理由から流域委員会での報告は避けたいと考えている。(県)
- ・ アユが戻ってきていることを流域市民にアピールし、武庫川づくりに協力をしてもらいたいと考えているが、アユの調査結果についてはどの程度までなら公表できるのか。公表の仕方について環境の専門家も含めて議論することも必要かと思う。整備計画と並行して流域連携による武庫川づくりも進めていく必要があると考えている。また、武庫川漁協の漁業権については甲武橋よりも上流となっているが、下流まで対象エリアを拡大することはできないのか。
- ・ アユの調査状況の報告は先に持ち越しということだが、説明できる時期はいつか。
- ・ 秋のアユの降下が終われば公表する。武庫川づくりと流域連携を進める会での昨年度調査の報告時期と同様に 2 月くらいになると思う。(県)
- ・ 流域連携を進める中で、2 月の報告を待っていては半年のずれが出る。もう少し柔軟な対応はできないか。
- ・ 県は、アユの調査状況について、委員からの要望も踏まえて回答すること。議論が長引くものは、後日、環境の論点の審議の中で議論する。
- ・ 委員会の流れとしては、運営委員会の報告の後、質問に対する県の回答、整備計画の資料編の説明、論点審議の順に進めていくこととする。

## ②論点審議の進め方について

- ・ 既存ダムの活用については、前回の委員会で全体に関するを先に議論したが、ダムによって条件が異なるため、ダムごとの個別の議論を先にしたほうがよいと思う。
- ・ 前回の流域委員会で、意見書をもとに既存ダムの活用について意見を述べたので、それに対する県の回答をいただきたい。議論の成り行きによっては、計画に盛り込むという可能性もある。
- ・ 計画に盛り込むか盛り込まないかは結果であり、なぜ既存ダムの活用について先送りとなったのか納得できるかどうかの議論である。
- ・ 既存ダムの活用については適当なところで打ち切り、新規ダムの論点に入る。新規ダムの議論は、河川整備計画の中にどのように記載するかに絞られる。
- ・ なぜ新規ダムの継続検討が整備計画に記載されているのか分からない。理由も含めて、新規ダムを積極的に位置づけないことを記載すべきである。
- ・ これまで計画に位置づけられていた新規ダムがなくなったのだから、その説明は必要ではないか。新規ダム以外にも、河道、流域対策などでも検討課題はあり、検討課題はどこかにまとめて記載するのがよいと考える。検討課題の項目を本文に追加することについて、県はどうなのか。
- ・ 基本方針レベルの検討課題は多いため、注目度の高い既存ダム、新規ダムのみ記載している。現時点ではそれを変更する考えはない。（県）
- ・ 今後の委員会の全体工程については、次回 62 回委員会は既存ダム、新規ダムの議論を行い、できれば遊水地の議論まで行う。次々回の 63 回委員会は流域対策、減災対策の議論を行う。
- ・ 意見書については、できる限り整理して提出するよう心がけたい。各委員においても、生煮えの状態で意見書を出すことのないよう留意していただきたい。
- ・ 前回委員会の潮止堰の試験転倒に関する委員からの意見に対して、県からの回答はないのか。
- ・ 潮止堰の話は環境に関連するため、環境の論点で議論するという話であった。現時点では先送りし、議論が残っているものは全て今後の論点の項目で議論できると思う。（県）
- ・ 潮止堰の話は環境の論点で議論することとし、次回委員会ではとりあげないこととする。

## 2 第 60 回、第 61 回流域委員会における論点審議の審議結果について

県より「第 60 回、第 61 回流域委員会における論点審議の審議結果の整理表（案）」（資料 2）について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 今後、審議結果の整理表については、流域委員会後の運営委員会で事務局が提示し、運営委員会で修正の上、流域委員会で了承を得るとする。
- ② 今後、運営委員会で提示する審議結果の整理表には、流域委員会後、運営委員会開催までの日が短く作成が間に合わない場合、議事録《速報版》の添付はなくてもよい。
- ③ 流域委員会の論点審議の中で出た質問については、整理表の中に記載しない。
- ④ 県（事務局）は、資料 2 について表中の“決定事項”を“確認事項”に修正し、文言は議事録を参考に適切に修正した上で、第 62 回委員会に提示する。

### （主な意見等）

- ・ 審議結果の整理表については、流域委員会から運営委員会まで期間がない場合、今回のように議事録による確認が出来ない可能性がある。（県）
- ・ 審議結果の整理表については、議事録での確認ができていない段階でもよいので、流域委員会後の運営委員会までに事務局が作成し、資料として配付するべきである。
- ・ 整理表で“決定事項”としているが、委員会ではまだ何も決定していない。決定事項ではなく、確認事項である。また、委員会の審議の中では“妥当である”と決定した訳ではない。県は結論を重視しており、プロセスを重視した委員会と根底からスタンスが異なる。整備計画をどうブラッシュアップしていくかという姿勢でないと、今後の加筆修正がうまくいかない。

- ・ “妥当である”との記載は違和感がある。“決定”や“妥当”という言葉の使い方や重みが県と委員会で随分違うのではないか。趣旨のところでも共通理解があれば、言葉の使い間違いの問題であるため、修正していけばよい。
- ・ 堤防強化について、妥当であると記載されているが、“妥当である”とは思っていない。堤防を強化するにあたって、堤防の樹林とどう折り合いをつけるかを計画に書き込む必要がある。
- ・ 堤防強化の欄については、「基本的にはその方向で了とするが、考え方等について加筆が必要である」とまとめるべきである。
- ・ 下流部築堤区間の決定事項の3つめ「粗度係数について議論があったが、河道分担量 3,200m<sup>3</sup>/s が変わるものではない。」は、「河道分担量 3,200m<sup>3</sup>/s は特に異論はないが、流下能力の評価等については今後課題が残る議論があった」というような書き方になるはず。
- ・ 今回の整理表は、時間があれば流域委員会の前に、本日出席している委員に事前にメール等で確認してもらうことにする。

### 3 武庫川水系河川整備計画（原案）に添付する説明資料等について

県より「武庫川水系河川整備計画（原案）説明資料」（資料 4-1）、「武庫川水系河川整備計画（原案）参考資料」（資料 4-2）について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 資料編の位置づけに関しては、単なる「説明資料」でなく、「整備計画を構成する資料編」とすべきであるとする議論があったが、次回の流域委員会では、運営委員会に提示した県の説明資料、参考資料の構成案を県の原案として提示する。
- ② 資料編の位置づけについては、論点項目の「①計画の位置づけ」のところでも改めて議論する。

#### （主な意見等）

- ・ 説明資料(資料 4-1)の日付は最終的に整備計画原案と同じ日付になる。参考資料(資料 4-2)の日付は更新していく予定はない。参考資料は報告事項であるため、報告した時点の3月としている。(県)
- ・ 参考資料の日付が変わらないということは、内容はずっと変わらないということか。参考資料の内容も、今後、論点の議論の対象となる。その議論の中で中身が変わることもあるのではないか。
- ・ 本日の委員会では、県として参考資料を出すことおよび、そのアウトラインを提案してもらっている。その中身については委員会側で引き取って議論するべきである。
- ・ 整備計画と推進計画、そして資料編も含めた3点セットで計画であると認識している。原案の説明資料ではなく、最終的に策定された時点で計画として構成する資料でなければ意味がない。説明資料と参考資料に分けているが、今後の議論の中で1つになるかもしれない。
- ・ 原案に盛り込んだ項目と継続検討とした項目は、分けておいた方がよい。(県)
- ・ 原案と資料編が一体なら、既存ダムや新規ダムの参考資料を資料編として一緒にするのは違和感がある。
- ・ 整備計画の中に新たに章を設けて、既存ダム、新規ダムを含めて20年間で継続検討すべき残された課題について記載する必要があるのではないか。
- ・ 検討課題というなら、基本方針に向けての課題である遊水地も挙げないとおかしい。既存ダムだけが大きく取り上げられて参考資料となっているが、他の検討課題も全て網羅するようなものが必要になる。
- ・ 新規ダムは議論すべきでないが、既存ダムは議論すべきである。これから継続検討していく中身は20年の整備計画で実施する事業と同じレベルにある。
- ・ 計画に入れる前提で議論する資料と、計画には入れないが、検討課題として議論する資料とでは位置づけが違う。参考資料は、継続検討となった理由を示す資料である。
- ・ 参考資料か整備計画を構成する資料なのか。あくまで参考資料であれば、本文にもう少し加筆が必要である。基本方針は本文と資料編を含めて基本方針ということで、本文ではシンプルに記載している。
- ・ 資料の位置づけは別として、後世に引き継ぐ資料とすることに共通理解があるなら、委員会としては了解だと思う。

- ・ 説明資料の位置づけとしては、“整備計画を構成する補足資料である”と明記すべきである。
- ・ 説明資料の位置づけについては、原案の補足説明資料としているので、整備計画を構成する資料ではなく、説明資料という位置づけとしたい。(県)
- ・ 河川整備計画に記載されていないが、後世に引き継ぐ必要があるものを記載している資料として整備計画とセットにしておくという趣旨のものであると思う。この趣旨で合意できるなら言葉は問題ではない。
- ・ 法定図書は骨子のようなもので、計画の数字がなぜこのように決められたのかを説明する資料が必要である。参画と協働で進める必要がある計画なら、計画そのものを住民に理解してもらえるようにしなければならない。武庫川の計画は、整備計画、推進計画、資料編の3点で構成すべきである。
- ・ “整備計画を構成する”とすれば、本編と資料が一体になるということになる。資料に数値的な根拠を記載すると、本編の文章に跳ね返ってくるのを県は心配しているのではないか。
- ・ それは説明資料の書き方で対応できる。説明資料は骨格を説明するものという書き方にすれば問題ない。
- ・ 決定的に重要なことは、きちんと資料編として公開されていることであると思う。

#### ◆ 第102回運営委員会配付資料

(武庫川水系河川整備計画(原案)等の審議の進め方について)

資料1 第62回武庫川流域委員会次第(案)

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点審議の審議結果)

資料2 第60回、第61回流域委員会における審議結果の整理表(案)

資料3 第61回流域委員会議事録《速報版》

(武庫川水系河川整備計画(原案)に添付する説明資料等)

資料4-1 武庫川水系河川整備計画(原案) 説明資料

資料4-2 武庫川水系河川整備計画(原案) 参考資料

(アンケート)

資料5 第61回 武庫川流域委員会アンケート

#### 《第60回、第61回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)に対する論点の整理について)

1 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)

(第60回流域委員会資料 資料4-1)

2 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見の分類

(第60回流域委員会資料 資料4-2)

3 武庫川水系河川整備計画(原案)等に関する論点項目

(第60回流域委員会資料 資料4-3)

(武庫川水系河川整備計画(原案)の論点に関する委員意見)

4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書

(第60回流域委員会資料 資料5)

5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その2)

(第61回流域委員会資料 資料4)